



日本共産党品川区議会議員

週刊 **みやさき克俊** かつとし

事務所 品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674

2010年1月31日 No.693

日本共産党品川区議団ホームページは [共産党 品川](#)



国保料^{算定}方式を**変更**

2011年度に
「所得割」で

低所得層に負担増。2年間だけ軽減

<計算例> 品川区国保医療年金課の資料をもとに作成



2人世帯(うち扶養1人)で 給与収入300万円の場合

- ① 現行の保険料 (住民税方式)
年 **139,758**円
- ↓
- ② 2011年度 (「旧ただし書き方式」に変更)
年 **154,029**円
(経過措置により2年間は減額)
- ↓
- ③ 2013年度 (経過措置による減額が終了)
年 **166,707**円

現行より年26,949円も増額に!

毎年のように値上げされる国民健康保険料。しかも、収入の少ない層に値上げが集中するのは大問題です。



23区区長会が2011年度から国民健康保険料の算定方式の変更を決定しました。区は「税制改正の影響を受けにくい安定的な方式」「幅広い世帯が負担する方式」と説明しますが、改定内容は低所得者により保険料を負担させようというものです。

算定方式変更は1月19日の厚生委員会に区から報告がありました。国保料は加入者全員が支払う「均等割」と所得に応じた「所得割」からなり、所得の少ない方は均等割(所得により3段階で減額)の負担だけです。今回の変更は所得割について住民税に所得割率をかけて保険料を算出する方式(住民税方式)から、所得を基準とした方式(旧ただし書き方式)へ変更するもの。これにより所得の少ない方々の18・5%が所得割の増額や新たに所得割を負担する必要がでてきます。共産党が値上げしないよう申し入れ(ウラ面)した後に、課税標準額200万円以下で値上げ幅が大きい方への軽減策が発表されました。

共産党
申入れ

国民健康保険料値上げ やめ、安心の制度に！

日本共産党東京都委員会と23区議員団は1月6日、区長会会長(多田正見江戸川区長)に、国民健康保険料の引き上げをやめ、安心して医療を受けられる制度にするよう申し入れました。申し入れは要旨次のとおりです。

1. 来年度の特別区国民健康保険料については、区民にこれ以上の負担を課さないため引き上げはおこなわないこと。特別区の国民健康保険料の賦課方式の見直しによる保険料の負担増はおこなわないこと。検討段階から、情報公開と区民参加ですめること。
2. 診療報酬の引き上げなど国の施策に伴う負担増については、国に必要な財源措置を求めること。また国庫負担を増やし計画的に1984年水準に戻すように働きかけること。東京都に對して、保険料の引き上げを抑
3. 特別区国民健康保険料の徴収猶予及び減免の規定の基準を緩和し、低所得者、収入激減者などに適応すること。
4. 特別区国民健康保険にかかるとる医療費の全都負担金の徴収猶予及び減免の規定の基準を緩和し、医療が必要な低所得者にも適用を広げること。
5. 短期証・資格証発行の義務規定削除を国に求めるとともに、保険証は無条件で全世帯に発行し証保留・留め置きはなくすよう申し合わせることを。以上

区政懇談会のお知らせ

2月24日から区議会第1回定例会(予算議会)が始まります。日本共産党品川区議団は下記のとおり区政懇談会を行いますのでご参加ください。

日時：**2月5日**(金) Pm6:30～
会場：荏原第5地域センター

ハイチ大地震 被災者募金

日本共産党は下記で受け付けます。

- 郵便振替 00170-7-98422
 - 口座名義 日本共産党中央委員会
- ※通信欄に「ハイチ」と明記願います。

無料 **法律相談**は **2月19日**(金)

生活相談は
随時受付



みやざき克俊事務所
電話 3786-6674

共産党区議団のアンケートにご協力ください

2月 都営住宅 入居者募集のお知らせ

(1) 募集住宅

- ① 単身者向住宅226戸、② 単身者車いす使用者向住宅4戸、③ シルバーピア住宅34戸、④ ポイント方式で募集する住宅1290戸、⑤ 事業再建者向定期使用住宅10戸

(2) 申込書配布期間

2月1日(月)～2月10日(水)まで

(3) 申込書配布場所 区役所都市計画課、各
地域センター、文化センター

(4) 休日相談 (いずれも午前10時～午後4時)

2月6日(土) 荏原文化センター

2月7日(日) きゅりあん3階

ご希望の方は忘れずにお申し込みください。

※品川生活と健康を守る会主催
の入居相談会の問い合わせは
Tel.3773-2391へ。

